

運送事業者に対する行政処分(令和6年7月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和6年7月1日	高岡交通株式会社(法人 番号8230001010439)代 表者渡辺守人	富山県高岡市二塚 754番地1	本社営業所	富山県高岡市二塚 754番地1	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	道路運送法(以下「法」) 第23条第3項及び法第27 条第3項	令和5年12月12日、監査実施。9件の違反が 認められた。(1)運行管理者の選任解任届 出違反(法第23条第3項)、(2)点呼の記録義 務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以 下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)業務の記 録義務違反(運輸規則第25条第3項)、(4)乗 務員等台帳の作成なし(運輸規則第37条第1 項)、(5)乗務員等台帳の記載不備(運輸規 則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導 監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7) 特定の運転者に対する指導監督義務違反 (運輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者 に対する運転適性診断受診義務違反(運輸 規則第38条第2項)、(9)運行管理者の講習 受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。